

仕様書「フェンス修繕（岩倉幡枝風致保全緑地）」

京都市都市計画局風致保全課

（担当：浅倉、水無瀬 075-222-3476）

1 工事名

フェンス修繕（岩倉幡枝風致保全緑地）

2 工事の目的

本市が所管する左京区岩倉幡枝町の風致保全緑地に設置されているフェンスについて、景観及び環境の適切な保全と安全の確保のため、取替え等の修繕工事を行うものである。

3 工事期間

契約締結の日から令和8年5月29日まで

4 工事場所

左京区岩倉幡枝町 地内

5 工事範囲

別紙「箇所図」及び「現地写真」等参照

6 工事内容

- ・工事範囲のフェンス（延長L＝約12.7m）について、フェンスの取替えを行う。
- ・フェンス（H＝1.0m）及び基礎ブロック（180×180×450）は支給品とする。なお、使用するフェンスの規格は「JFE 建材（株）製 V ネットフェンス VA5 型 H1000 3.2×40mm ダークブラウン塗装済」である。
- ・フェンスの基礎ブロックを設置する際、事前に境界標及び境界ラインを本市担当職員に確認し、構造物が境界を越境しないよう設置すること。なお、基礎ブロックを設置する際、土砂が足りない場合は原則、現地発生土を流用することとするが、現地は民地が複雑に混在しているため、本市担当職員に事前に確認のうえ利用する土砂を確認すること。
- ・現地は転石が多い箇所であるため、斜面で作業する際は注意すること。
- ・民地側には付近の地元住人が転石対策として樹木を植えているため、本市担当職員に事前に確認のうえ、誤って伐採しないよう注意すること。
- ・上記のフェンス、基礎ブロック等の2次製品に関しては、支給品であるため、別紙の箇所に仮置きしているものを使用すること。
- ・本業務箇所は本市敷地内での作業であるが、周辺道路が狭いので、原則、車両等を道路上に止めて作業を行わないこと。やむを得ず車両を付近の道路上に止めて作業する場合は、左京警察署で道路交通法に基づく道路使用許可を取得し、必

要に応じて警備業法に基づく認定を受けた警備業者の交通誘導警備員を設置すること。

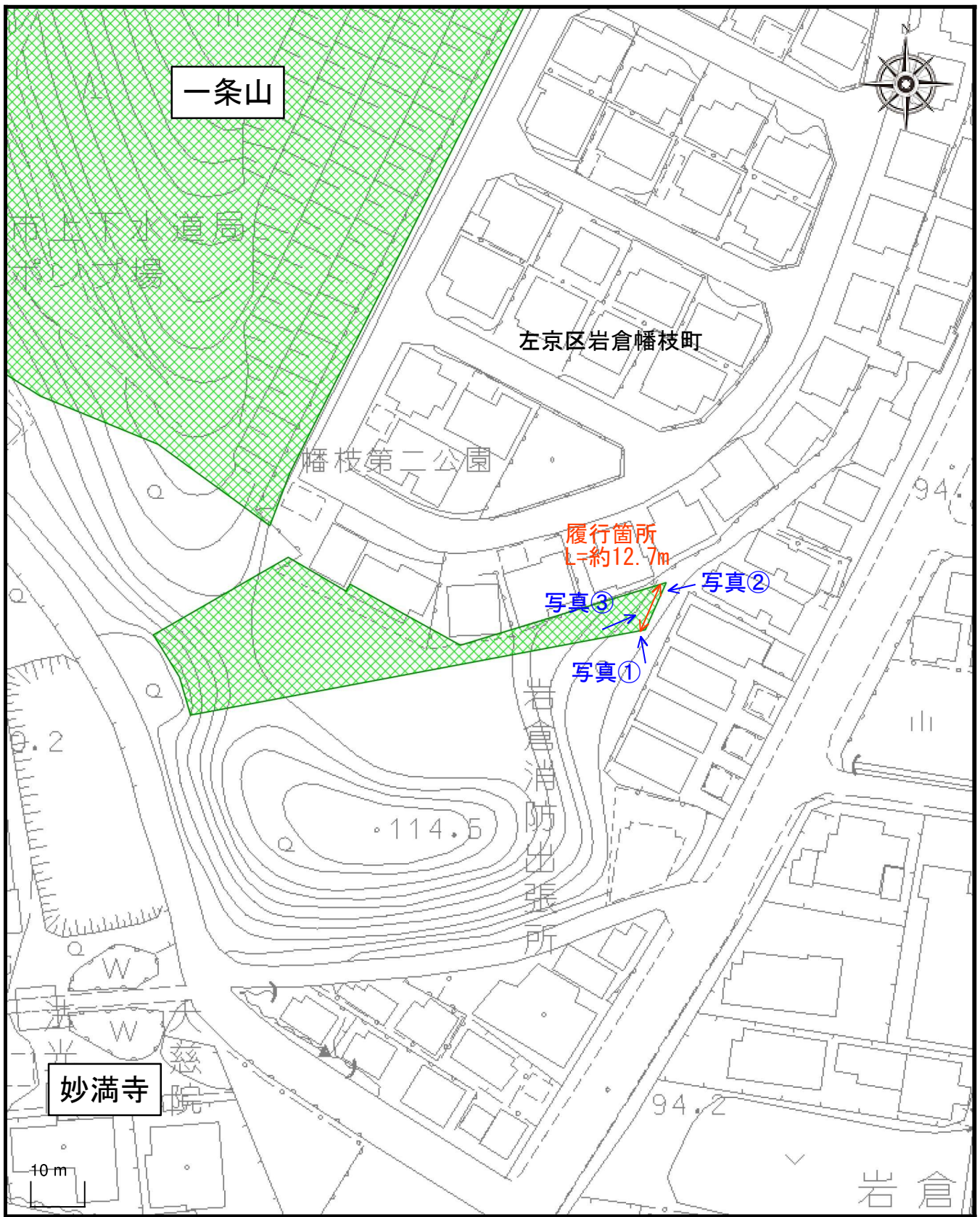
7 支払条件

- ・受注者は工事完了後、完了届を発注者に提出すること。完了届には作業前・作業中・作業後の写真及び、交通誘導員の日報を添付するものとする。
- ・完了届が提出され、適切に工事が履行されたことが確認されたのち、本工事に係る経費を支払う。

8 特記事項

- ・本工事に必要な材料費（モルタル等）、労務費、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本工事に含む。
- ・撤去したフェンス等は受注者の責任で適切に処分するものとし、運搬費及び処分費は、本工事に含む。
- ・作業中の事故等、問題が生じた場合は、速やかに発注者に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受注者の責任において対応すること。
- ・作業日程等については、作業実施の1週間前までに本市担当職員に連絡すること。
- ・作業時間は原則として平日の午前9時から午後5時の間とする。
- ・本工事は、公共性が高いものであり、市民への対応（言葉遣い等）に配慮すること。
- ・民家に隣接した作業のため、事前に周囲の民家に工事ビラを配布してから作業することとし、配布にあたっては本市職員と日程調整し配布に同行すること。
- ・作業実施者にかかる安全管理については、受注者の責任において行うこと。

施工箇所図

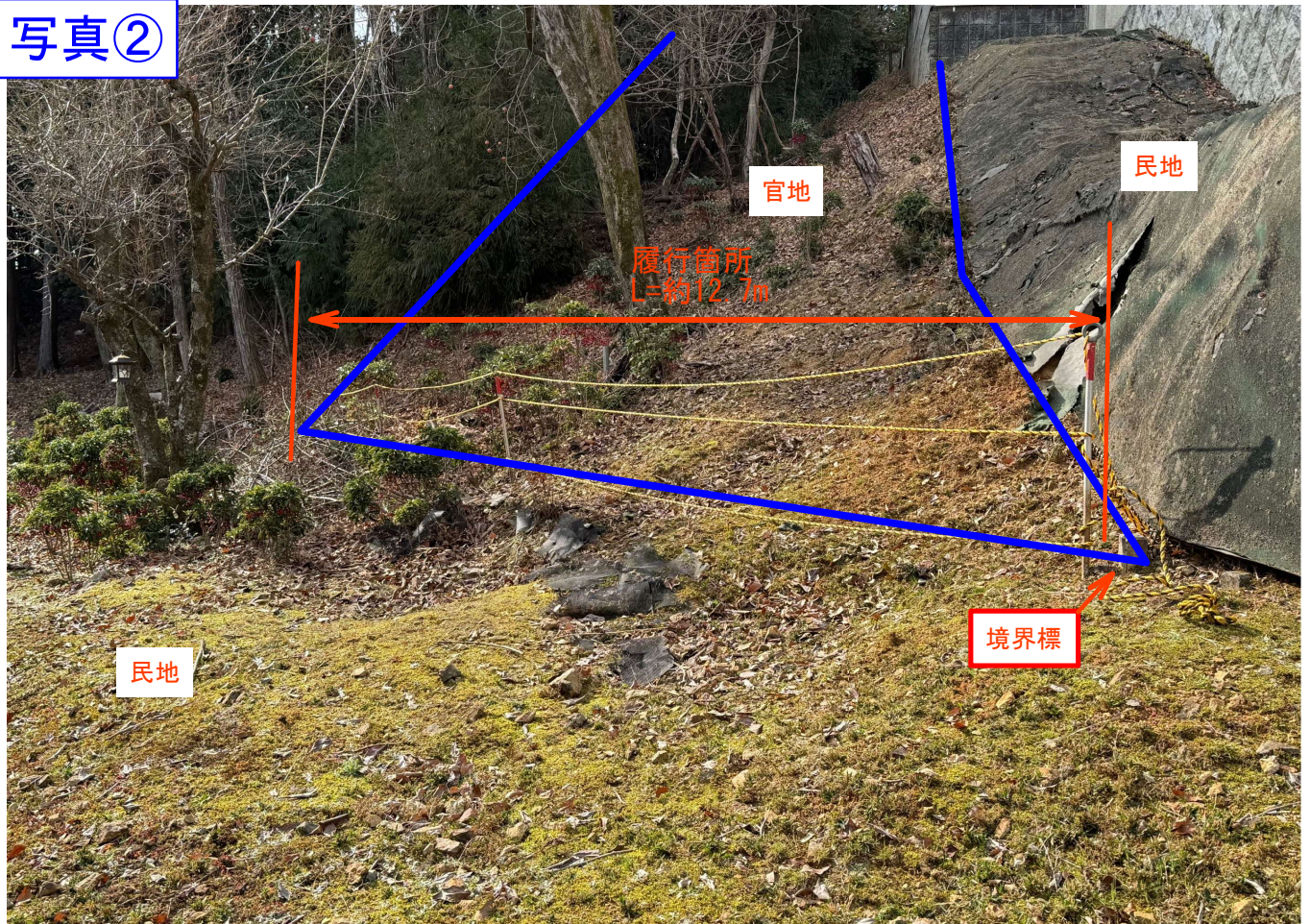


現地写真（施工箇所）

写真①



写真②



写真③



転石方向

材料支給品仮置き場箇所図





仮置き場所（その1）
岩倉幡枝風致保全緑地（一条山）



基礎ブロック
180×180×450
8個







